株券提出に関する公告

当社は、株券を発行する旨の定款の定めを廃止することを決議しましたので、会社法第219条第1項の規定に基づき、下記のとおり公告します。
当社の株主及び登録株式質権者におかれましては、下記提出期間内に当社の株式に係る株券を当社にご提出くださるようお願い申し上げます。

記

1. 株券を発行する旨の定款の定めを廃止する旨
 当社は、株券を発行する旨の定款の定めを廃止することといたしました。

2. 効力発生日（株券が無効となる日）
 2026年12月1日

3. 株券の提出期間
 2026年11月20日から同年11月30日まで

4. 株券の提出先
 神奈川県横浜市港北区新横浜3-9-3　新横浜SHビル8F
 株式会社ビジョナリーホールディングス(当社親会社)
 リスク・コンプライアンス部

以上

2026年10月27日

神奈川県横浜市港北区新横浜3-9-3　新横浜SHビル8F
株式会社メガネスーパー
代表取締役 松本 大輔